

家族による財産管理・承継の新たな手法

「家族信託」

1. 成年後見のデメリット
2. 「家族信託」「民事信託」って何？
3. 信託活用のメリット
4. 家族信託の具体的な活用事例

東松山市元宿二丁目26番地18 2階

司法書士柴崎智哉

TEL 0493-31-2010

<http://souzoku-shiba.com/>

一般社団法人 家族信託普及協会

家族信託専門士（第1期）

平成15年司法書士事務所開設

埼玉司法書士会所属（会員番号第921号）

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート会員

家族信託は何に活用する？

1. 財産管理の認知症対策

- 相続税対策
- 資産活用
- 株式の議決権行使

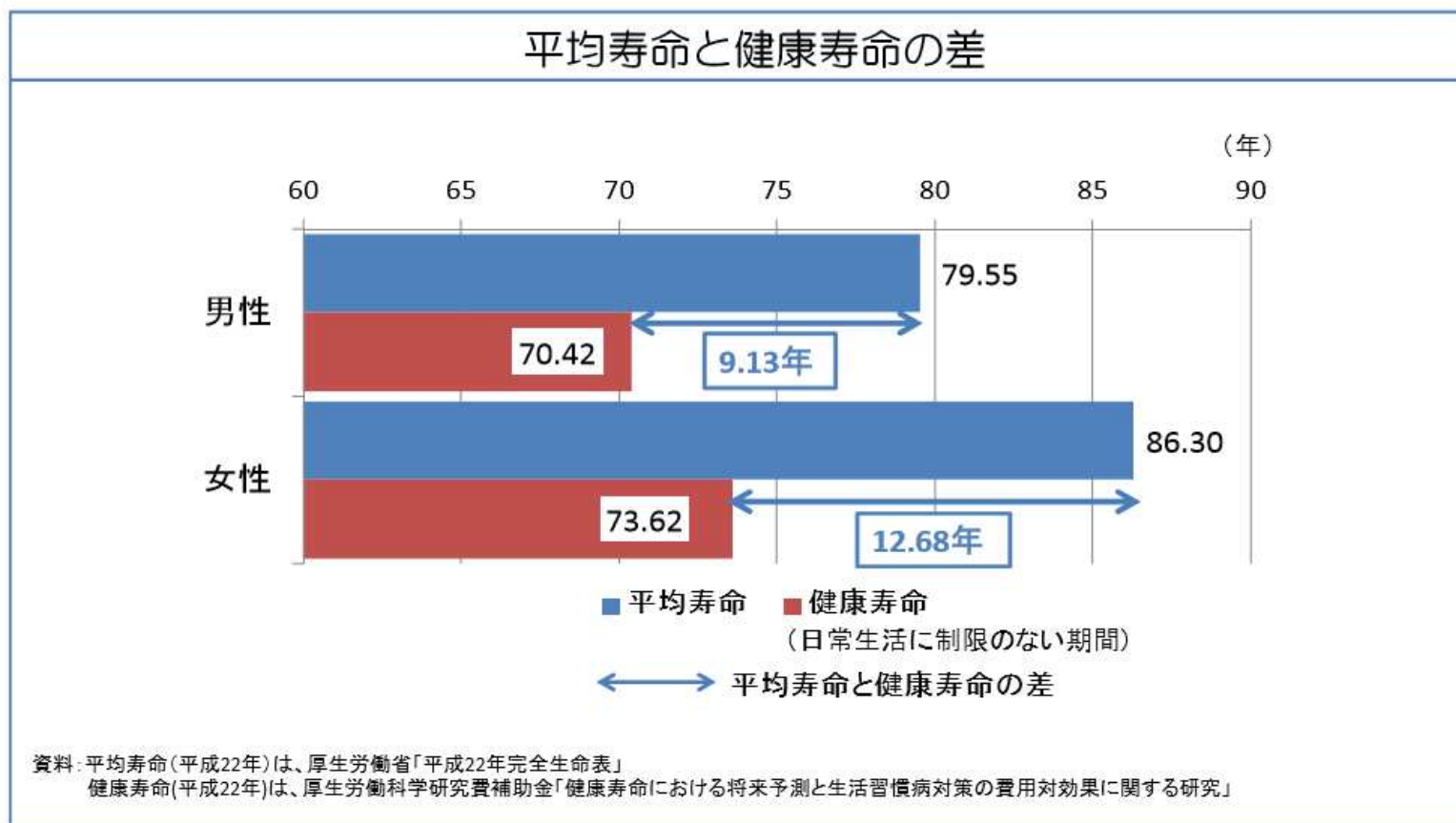
2. 何代にも渡り承継者を指定

3. 不動産・株式の共有化対策

家族信託が画期的であると言われている理由

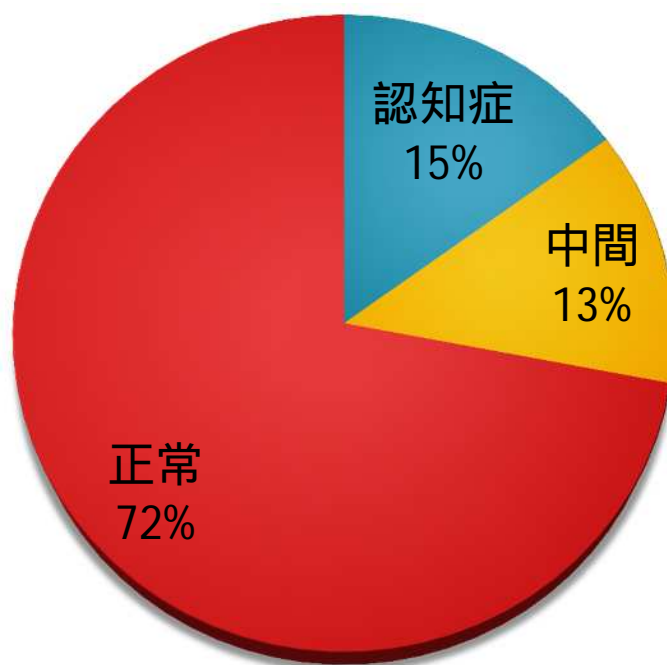
通常の遺言、後見の制度ではできない事が可能に

平均寿命と健康寿命



健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

認知症患者の割合



厚労省研究班発表（平成24年）

65歳以上の高齢者人口 3079万人

認知症 462万人 + 予備軍 400万人 = 862万人

65歳以上の4人に1人が認知症を発症する可能性あり

判断能力がなくなるとどうなる？



本人の意思確認ができないと定期預金の解約はできません

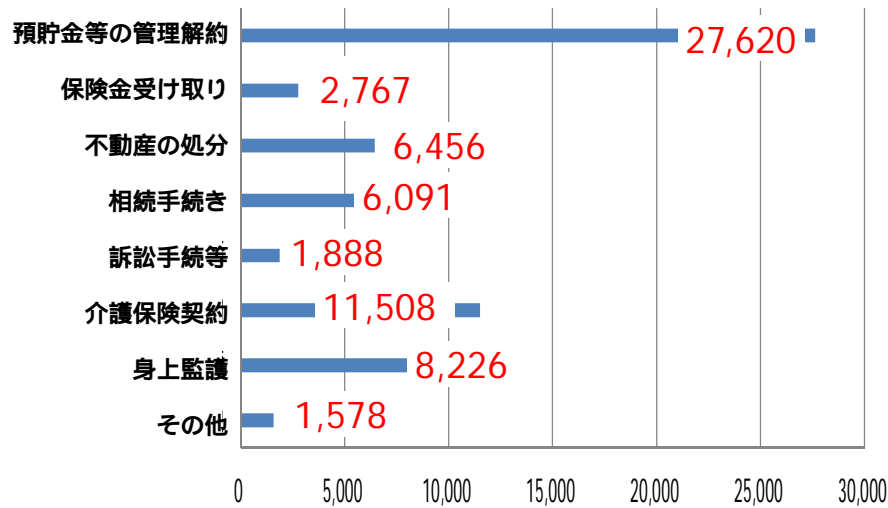


本人の意思確認ができないと不動産の売却はできません

成年後見制度を使う

成年後見制度利用の実態

申し立ての動機



預貯金の解約、
不動産の処分が多い

年間の申し立て件数



認知症高齢者
462万人に対して
少くないか？

最高裁判所HPの司法統計資料(全家庭裁判所)を基に作成

後見人に禁止されていること

本人の財産を投機的に運用することや自らのために使用すること、親族などに贈与・貸付けをすることなどは、原則として認められません。相続税対策を目的とした贈与やアパート建築等についても同様です。成年後見制度は本人の財産を保護するためのものであり、推定相続人の利益を図るための制度ではないからです。

さいたま家裁作成「後見申立の手引き」より引用

成年後見のデメリット

- 相続税対策はできない
- 積極的・柔軟な資産運用・管理はできない
 - 本人の財産を贈与することはできない
 - 合理的な理由がないと不動産を売れない（**資産の凍結**）
- **後見制度のコスト**
 - 後見申立て専門家報酬 **10万円**、実費 **2～3万円**、
（医師の鑑定料 **5～15万円**）
 - 専門職が後見人となった場合の報酬目安

1000万円以下	月2万円
1000万円超え5000万円以下	月3～4万円
5000万円超え	月5～6万円

（後見監督人の場合は月1～3万円）
 - 親族が後見人に選ばれても、財産を信託銀行に託す制度（後見制度支援信託）を使われると初期の専門職報酬が **30万円**
- **家庭裁判所の関与**
 - 誰が後見人になるのかを最終的に決めるのは裁判所である
 - 裁判所の監督下におかれ、**毎年報告書**を提出しなければならない

インターネットで見かけた 被後見人の親族の声

- 相続税対策・資産活用
 - 不動産が売れない。維持管理が大変。
 - 相続税対策ができない。
- 後見人の報酬問題
 - 専門職後見人・監督人の報酬で財産が目減りしていく。
- 家庭裁判所の関与
 - 財産が多かったために親族が後見人になれなかった。申し立てたことを後悔。
 - 今まで普通にやってたのに後見監督人をつけられた。
 - 裁判所への報告書が負担
 - 家裁が後見制度支援信託を勧めてくる。断ると監督人をつけると圧力。
- その他
 - 専門職後見人は横領をするのではないか。
 - 介護で仕事を辞めた家族の生活費が払われない

営業でなければ

誰でも受託者（財産を託される人）

になれる。

営業：受託者が不特定多数を相手に反復・継続して信託の引受け（信託の受託）を行い、その報酬を得ようとする場合

* 家族信託の受託者でも報酬をもらうことは可

信託法

第7条（受託者の資格）

信託は、未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人を受託者としてすることができない。

民事信託の場合には**誰もが受託者**になることができる。

信託業法

第1条（目的）

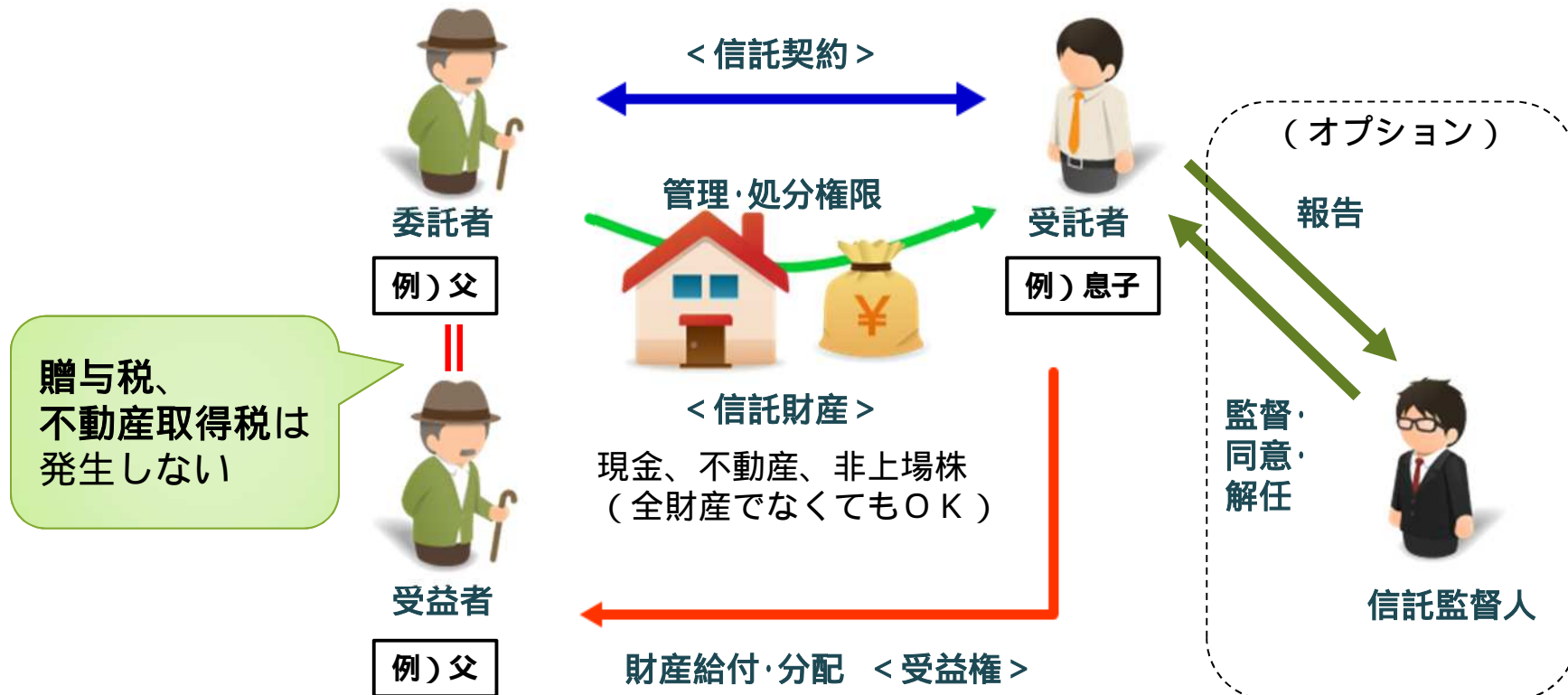
この法律は、**信託業を営む**者等に関し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託者及び受益者の保護を諮り、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

家族信託は...

- **信託銀行は関係ない**
家族信託では財産を託されるのは**家族**
- **信託銀行のいう遺言信託**
遺言書作成 + 保管 + 遺言執行 をするサービスであり
信託とは関係ない
- **投資信託ではない**
家族信託は、多くの場合、
円満・円滑な財産管理・財産承継が目的

「家族信託」「民事信託」って何！？

現在の信託法は、2007年（平成19年）9月30日に施行！



贈与税、
不動産取得税は
発生しない

- 委託者：財産を託す人
- 受託者：財産を託される人（形式的な所有者）
- 受益者：信託財産から生じた成果の給付を受ける人（実質的な所有者）
- 受益権：信託財産から生じた成果の給付を受ける権利と監督権

所有権 **権利**と**名義**に分かれる



信託すると



- 名義が受託者（息子）になっても
権利は受益者（父）のもの！
- 不動産を売ったお金
受益者のために使う
- 信託したお金で買った不動産
信託財産になる

家族信託等の定義

A) 「信託」とは、 **財産管理の一手法**

- 財産を持っている人（**委託者**）が、自分が信託する人（**受託者**）に財産を託して、
- 定められた目的にしたがって財産を管理・処分してもらい、
- 財産から得られる利益を定められた人（**受益者**）へ渡す仕組み

信託目的の例：

- 生活・介護・療養・納税等に必要な資金の給付
- 資産の適正な管理・有効活用
- 円滑な承継

(参考資料) 信託不動産の登記簿の記載例

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成 2 年 1 2 月 1 日 第 号	原因 平成 2 年 1 2 月 1 日売買 所有者 東松山市元宿 × × × 磯野波平
2	所有権移転	平成 2 7 年 1 1 月 5 日 第 号	原因 平成 2 7 年 1 1 月 5 日 信託 受託者 東松山市あずま町 × × × 磯野カツオ
	信託	余白	信託目録第

財産の処分権限を持つ者として、**形式的**に所有者欄に記載されます。

信託契約の概要が公示されます

信託目録		調整	余白
番号	受付年月日・受付番号	予備	
第 号	平成 2 7 年 1 1 月 5 日 第 号	余白	
1 . 委託者 に関する事項	東松山市元宿 × × × 磯野波平	従来のオーナー (所有者) が記載されます。	
2 . 受託者 に関する事項	東松山市あずま町 × × × 磯野カツオ		
3 . 受益者 に関する事項	東松山市元宿 × × × 磯野波平	委託者 = 受益者の場合、贈与税も不動産取得税も課税されません。	

4 . 信託条項

信託の目的

受益者の資産の適切な管理及び有効活用を目的とする。

何のために、この信託が設定されているかが記載されます。

信託財産の管理方法

受託者の権限を記載します。

- 1 受託者は、信託不動産について、信託による所有権移転または所有権保存の登記及び信託の登記手続を行うこととする。
- 2 受託者は、信託不動産を**第三者に賃貸**することができる。
- 3 受託者は、裁量により**信託不動産を換価処分**することができる。
- 4 受託者は、信託の目的に照らして相当と認めるときは、信託不動産となる**建物を建設**することができる。

信託の終了事由

本件信託は、委託者兼受益者 **磯野波平** が死亡したときに終了する。

この信託がいつまで継続するかが記載されています。オーナー（委託者兼受益者）が死亡しても信託契約が継続する設計も可能です。

その他の信託条項

- 1 本件信託の受益権は、受益者及び受託者の合意がない限り、譲渡、質入れその他担保設定すること及び分割することはできないものとする。
- 2 受益者は、受託者との合意により、本件信託の内容を変更することができる。
- 3 本件信託が終了した場合、**残余の財産については、磯野カツオに帰属するものとする。**

オーナー（委託者兼受益者）の死亡後の資産の承継先を指定できますので、**遺言を書いたことと同じ効果**を持たせることが可能です。

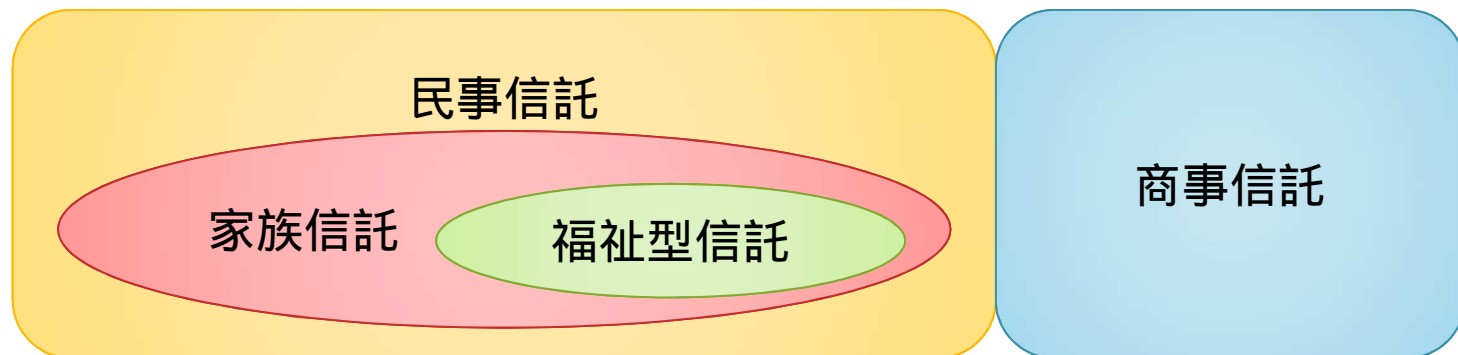
家族信託等の定義

- B) 「**民事信託**」とは、信託業の免許を持たない受託者に任せる信託の俗称

信託業の免許を持つ受託者に預ける信託を「営利信託」「商事信託」という。つまり、受託者が報酬を得て“営業”として行う信託
商事信託は、信託業の規制の下に行われる！

- C) 「**家族信託**」とは、民事信託の中でも、家族・親族を受託者として託す仕組み。

つまり、“家族型の民事信託”の俗称であり、いわば「家族の家族による家族ための信託」と言えます。



信託の方法

A) 契約による信託（信託法 3 条 1 項）

- 委託者と受託者との間で信託契約の締結
- 生前から発動させ財産管理や相続税対策を実行する

B) 遺言による信託（信託法 3 条 2 項）

- 委託者の死亡により発効
- 受託者の事前承諾は不要

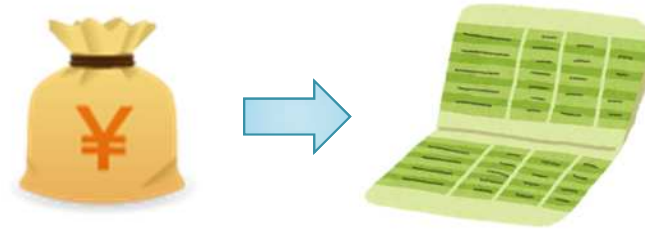
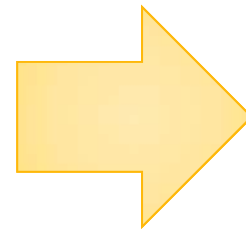
C) 自己信託（信託法 3 条 3 項）

- 委託者 = 受託者のスキーム
- 公正証書等で作成しないと効力が生じない
（“信託宣言”ともいう）

契約による信託のイメージ



信託契約



受託者の信託口座
磯野波平 **受託者** 磯野カツオ **信託口**
(作ってもらえなければ
受託者の個人口座)

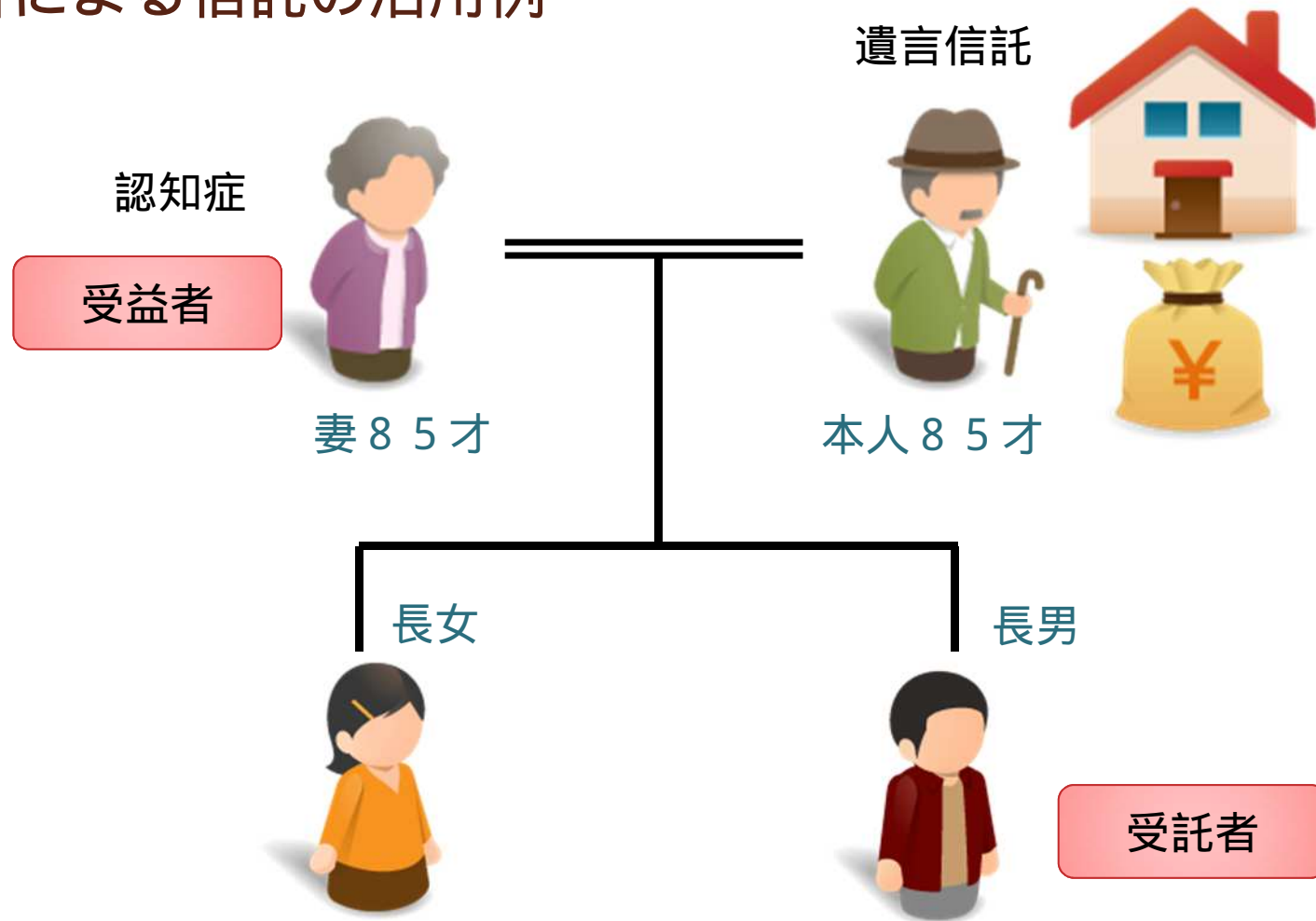


登記
(**形式上**の名義人を受託者)

株式は名義書換え
磯野波平 **受託者** 磯野カツオ

司法書士は他人の財産管理の補助ができる(司法書士法29条、同法施行規則31条)
家族信託のスキーム設計ができる

遺言による信託の活用例



妻に財産を相続させたいが、認知症で管理ができない。
遺言信託で、財産管理をする受託者を付けてあげる。

自己信託の活用例



(非上場) 株式 経営者

後継者

議決権は受託者が行使

- 会社経営者が、株価の評価が低いので、今のうちに後継者に株式を贈与したい
- でも、経営権（議決権）はまだ自分に残しておきたい
- 株式を自己信託して、受益者は後継者にする。自分は受託者となり、議決権を行使できる。

信託設定時の課税問題

財産の実質的所有者は受益者

委託者 = 受益者（自益信託）

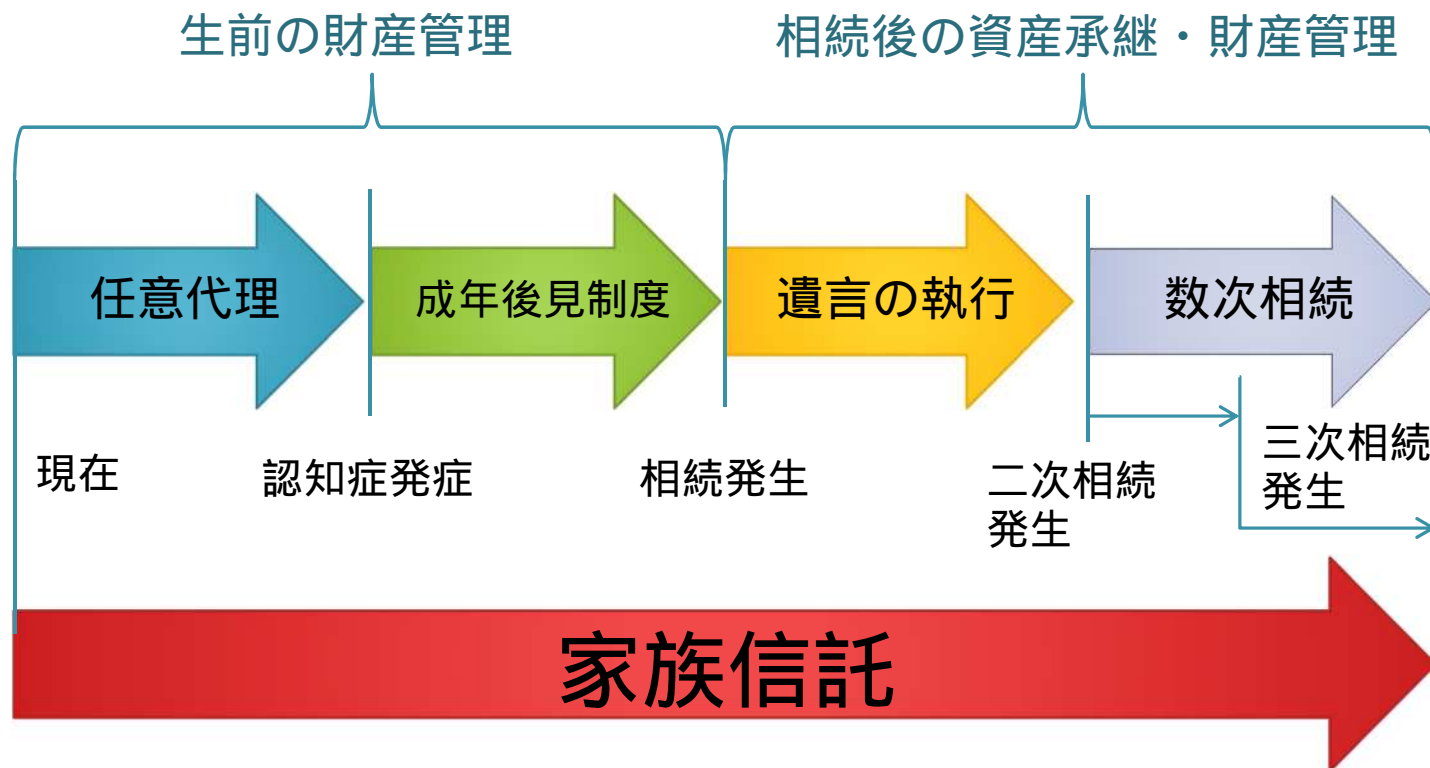
~~贈与税・不動産取得税~~

委託者 ≠ 受益者（他益信託）

贈与税課税！（みなし贈与）

- 受益権の相続税評価額 = 所有権としての相続税評価額
- 「小規模宅地の評価減」「居住用財産の譲渡における3000万円の特別控除」「居住用財産の買換特例」等の各種税制優遇も受けられる。
- （注意）**損益通算の禁止規定**
個人が受益者である信託において、不動産所得の計算上、信託した不動産から生じた損失がある場合には、その損失は信託していない他の不動産所得税やその他の給与所得等と通算することはできず、またその損失を繰り越すこともできない

家族信託のイメージと機能



- A) 元気なうちから本人に代わり財産の管理・処分を託す《委任契約の代用》
- B) 本人の判断能力低下後における財産の管理・処分を託す《後見制度の代用》
- C) 本人死亡後の資産の承継先を自由に指定できる《遺言の代用》
- D) 通常の民法では無効とされていた二次相続以降の財産の承継先を指定できる

信託活用のメリット

A) 柔軟な財産管理が可能

成年後見制度ではできなかった次のことができる

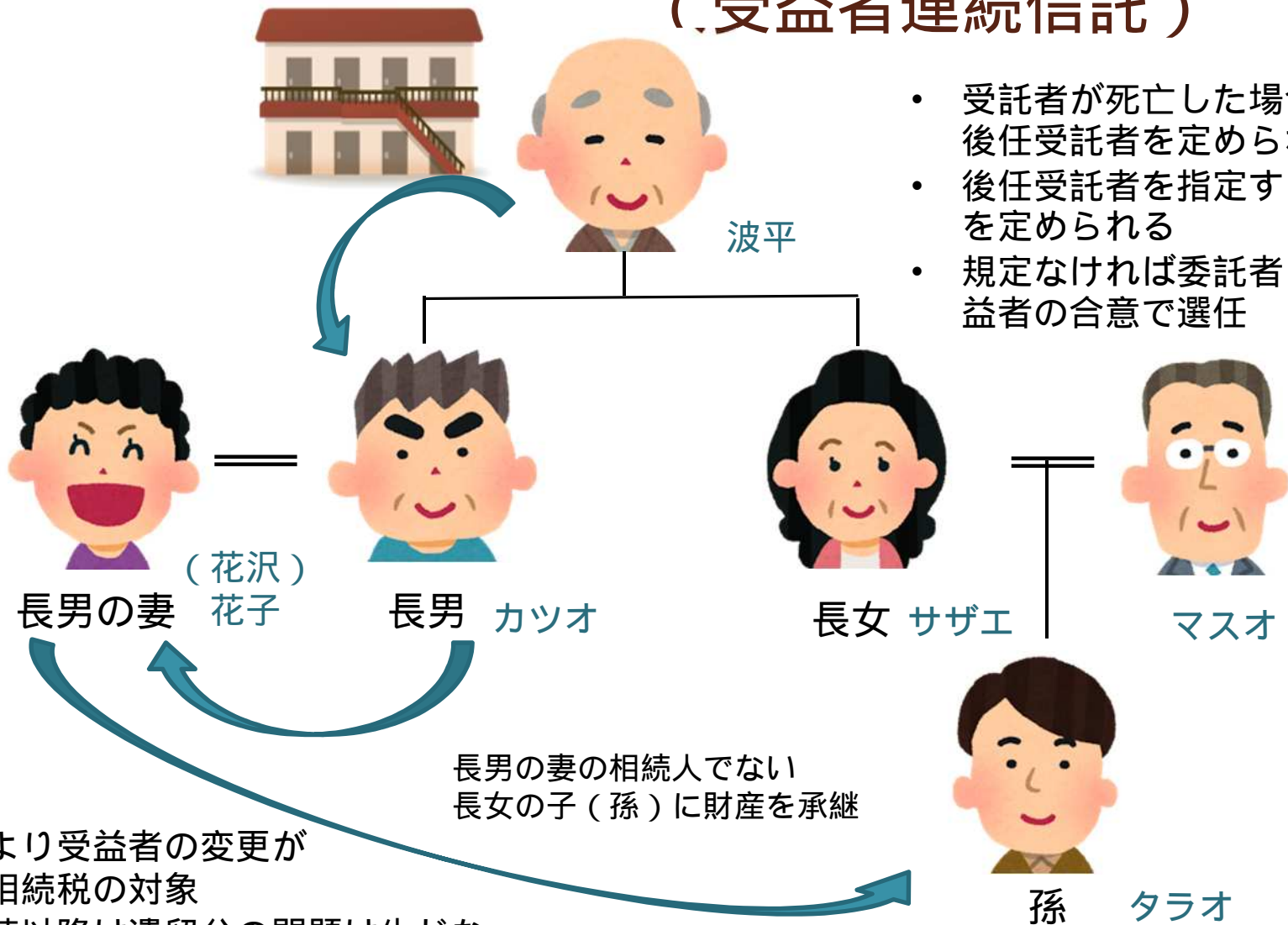
- 相続税対策
- 積極的な資産運用

元気なうちから資産の管理・運用・処分を任せつつ、本人が判断能力を喪失しても、引続き積極的な資産運用（不動産の購入・買換え・アパート建設等）可能！

B) 何代にも渡って財産の承継者を決められる（受益者連続信託）

比較・民法上の遺言では自分の次の人しか指定できない。

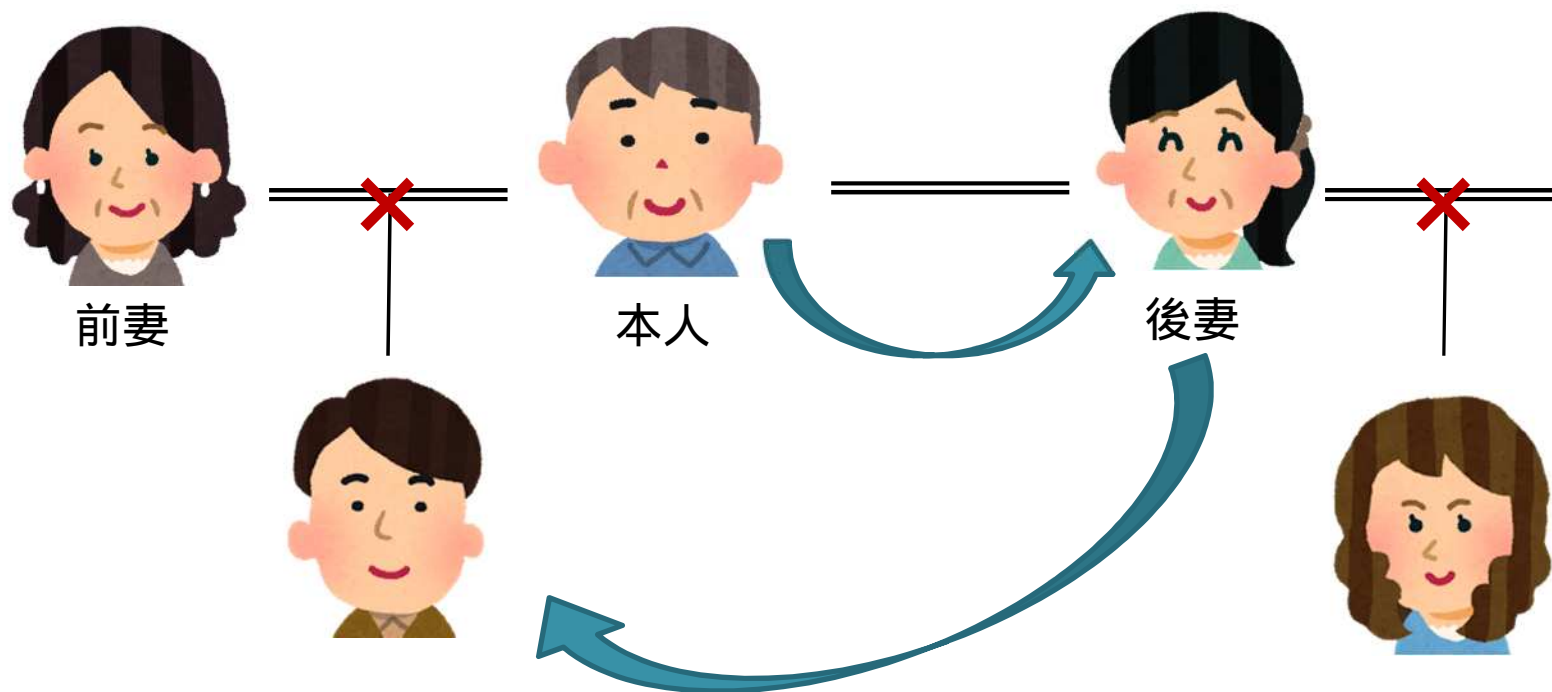
例 1) 一族の資産の流出を回避したい (受益者連続信託)



- 受託者が死亡した場合の後任受託者を定められる
- 後任受託者を指定する人を定められる
- 規定なければ委託者と受益者の合意で選任

- 死亡により受益者の変更があると相続税の対象
- 2次相続以降は遺留分の問題は生じないと考えられる(判例はない)

例 2) 後妻の死後は、前妻の子に財産をあげたい (受益者連続信託)



後妻の相続人でない前妻の子に
財産を承継

信託活用のメリット

C) 不動産の共有問題対策

- 通常の場合
 - 共有不動産は共有者全員が協力しないと処分できない
 - 将来、不動産を共同相続してしまうと同様の問題が生じる
- 家族信託
 - 管理・処分権限を受託者に集約させることで、受託者のみで不動産を管理・売却できる

D) 遺産受取方法の多様化

- 通常 of 遺言の場合
 - 一度に多額な遺産を受け取るとすぐに浪費してしまうリスク
- 家族信託
 - 浪費家対策・未成年者の生活費対策として、**毎月の定額給付や始期付給付など柔軟かつ多様な受け取り方法の指定が可能**

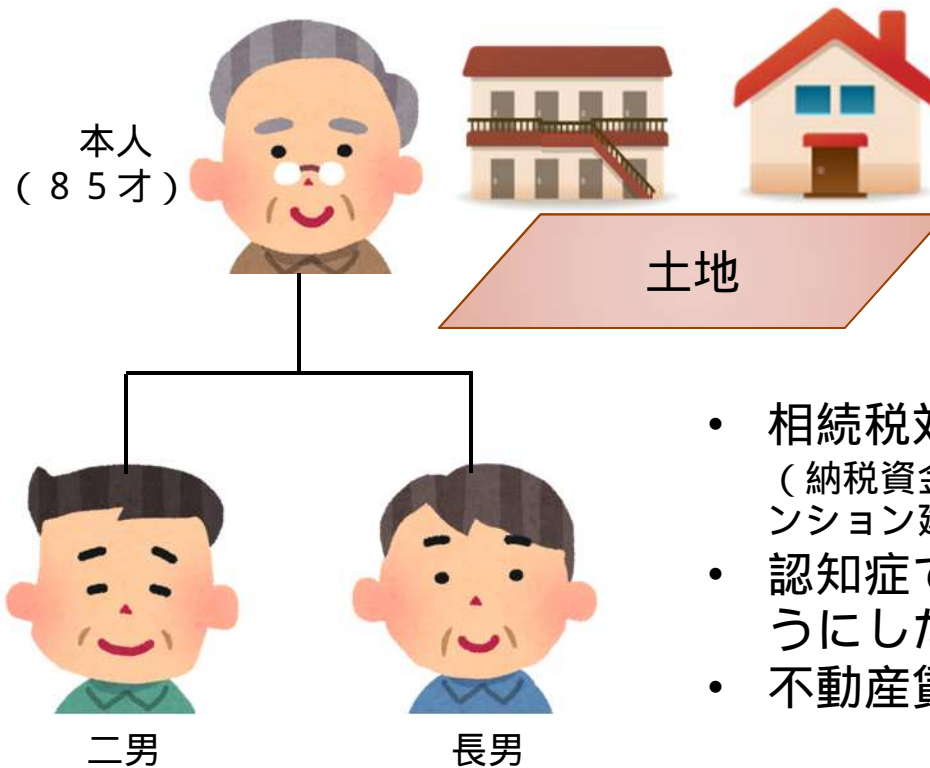
信託活用のメリット

- E) 相続発生時のスムーズな資産承継
 - 通常の遺言の場合
 - 相続発生時に、遺言執行が完了するまで資産が凍結されてしまう
 - 家族信託
 - **相続発生後も受託者がこれまで通りの管理を継続**できるので遺言執行が完了するまでの空白期間を排除できる！

- F) 信託財産の独立性を利用したリスクヘッジ
 - 通常の場合
 - 遺言は書きかえることもできる（遺言の書きかえ合戦）
 - 成年後見人によって**重要な不動産・自社株式の売却や預金の構成変更をされる**可能性もある
 - 家族信託
 - 信託財産は委託者固有の資産から隔離されるため遺言対象財産から除外！
 - 財産の承継者を変えるには委託者・受託者の合意が必要と設計することもできる。
 - 財産は受託者が管理するので、成年後見人にいじられない

家族信託の具体的な活用事例

1. 高齢の資産家が認知症のリスクを踏まえ相続税対策をしたいケース

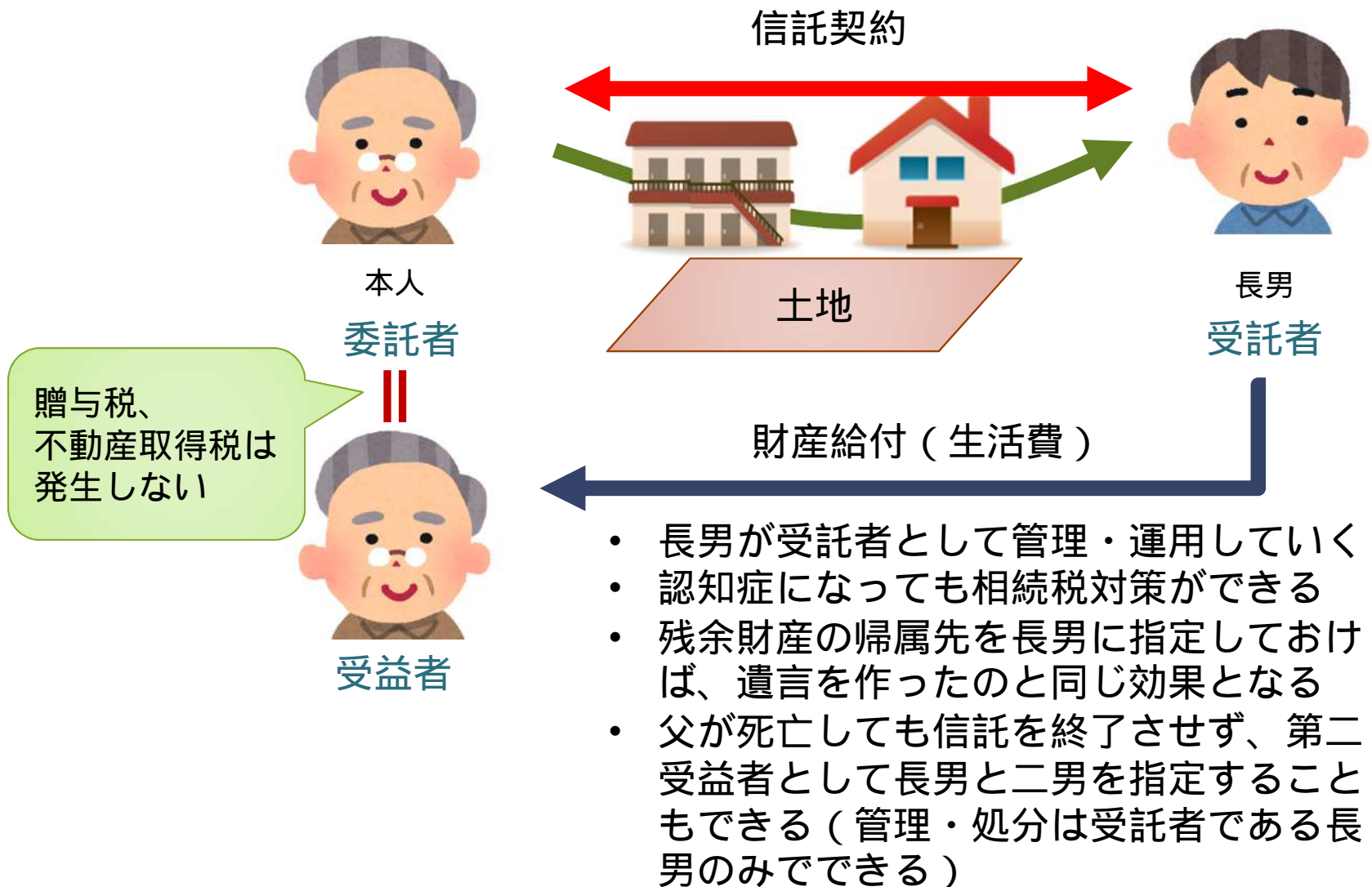


- 相続税対策をしたい
(納税資金の準備、不動産買換え、マンション建設、生前贈与等)
- 認知症で計画が頓挫しないようにしたい
- 不動産賃貸業は長男が継ぐ

何もしないで認知症になると...

- 相続税対策はできなくなる
- 賃貸物件の賃貸借契約・管理委託契約・大規模修繕ができなくなる
- 賃料の入ってくる銀行口座のお金を引き出せなくなるかも

家族信託の具体的な活用事例



(注意) 金融機関との関係

- 抵当権の設定してある不動産を信託するには金融機関の了承を得る
- 家族信託の設定後に融資が必要な案件では、金融機関に事前確認する
- 「信託口」口座を作成してもらえるか？
(作成してもらえなければ受託者の個人口座を使う)

家族信託の具体的な活用事例

2. 一軒家から施設に移住する



母
(83才)



(別居)



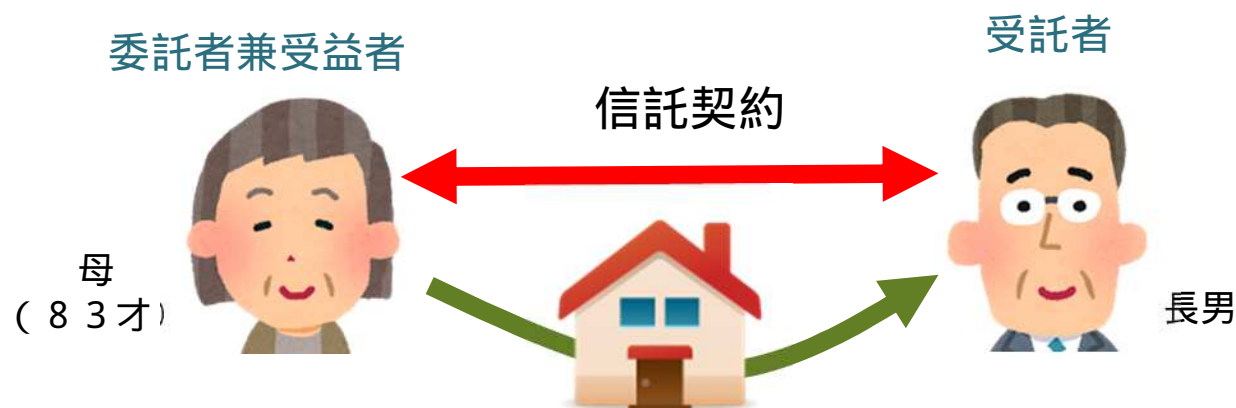
長男

- 現在、母は一軒家に一人暮らし
- そろそろ安心できる施設へ移り住もうかと思案中
- 家はそのままにして、将来、必要があれば売るなり貸すなりしてもいいかと考えている

何もしないで認知症になると...

- 不動産は自由に売れなくなる
（空き家問題の原因）
- 成年後見で専門家がついてしまうと継続的に報酬が発生
- 後見人に息子になったら、毎年、裁判所に報告書を出す

家族信託の具体的な活用事例



- 長男を受託者として不動産を信託する
- 母親が元気なうちは、たまに施設から帰って来て家を利用する
- 母親の判断能力が低下したら、長男の判断で不動産を売ったり、貸したりする
- 売却代金は受益者である母親のものであるので、母親のために有効活用する

成年後見では施設費・生活費の不足などの合理的理由がないと不動産を売れない。一度、後見が開始すると不動産を売った後も、後見制度は継続していくことになる。 子どもに負担がかかる

(注意) 成年後見制度でしかできないこともある

身上監護の機能は家族信託にない

身上監護：

生活の維持や医療、介護等、身上の保護に関する
法律行為

(**身の回りの契約や手続**)

(例)

- 介護サービス契約
- 施設入所契約
- 医療に関する契約
- 上記の費用の支払

家族信託と成年後見を併用する可能性もある。

家族信託の具体的な活用事例

3. 共有不動産のトラブル回避



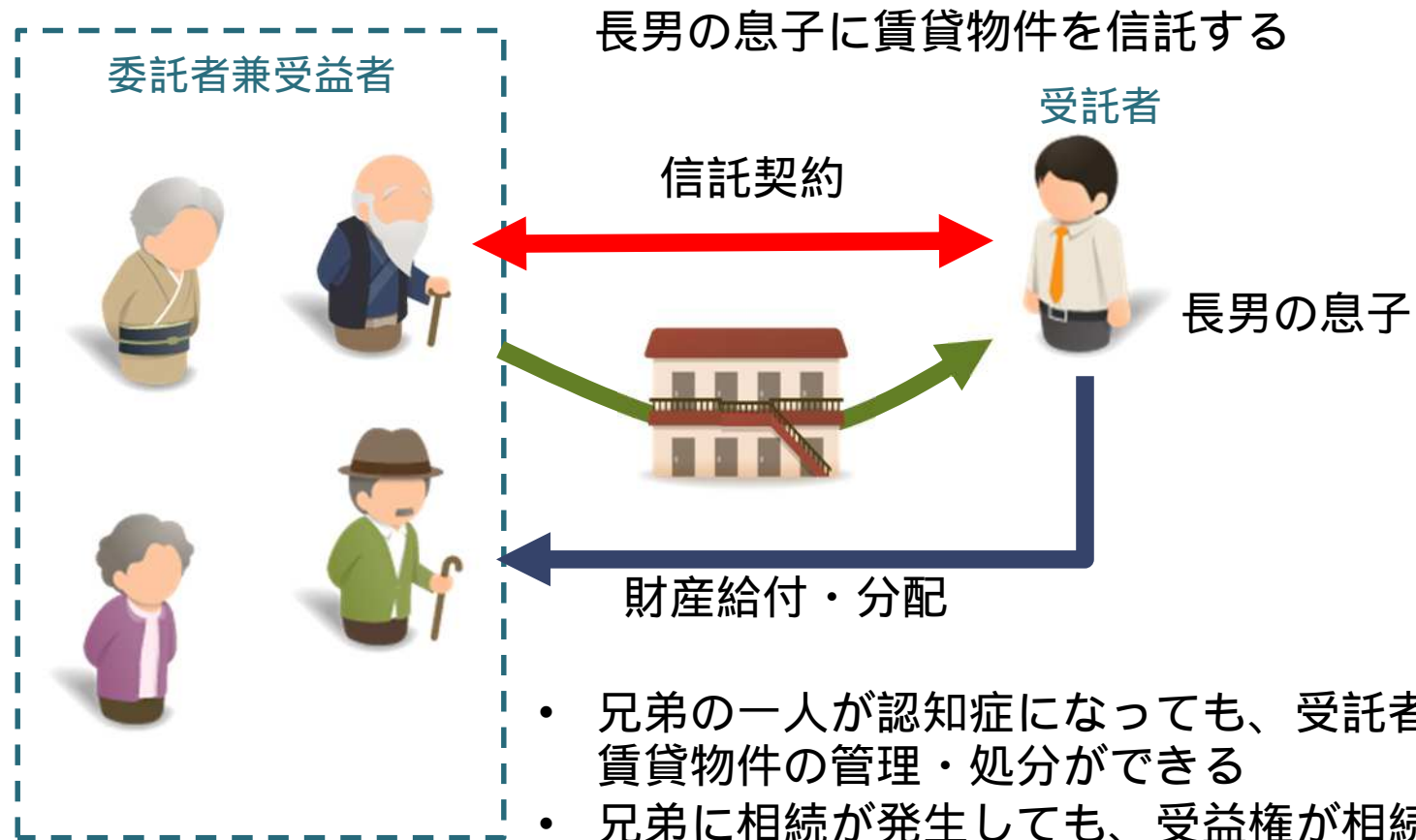
高齢の兄弟姉妹で賃貸物件を共有

不動産を共有でもつことは**危険**！

何もしないと...

- 兄弟姉妹の一人が認知症になったら？
不動産の処分がすぐにできない
- 共有者の相続が開始したら？
不動産の共有者が増えて
意思統一が難しくなる

家族信託の具体的な活用事例



- 兄弟の一人が認知症になっても、受託者が賃貸物件の管理・処分ができる
- 兄弟に相続が発生しても、受益権が相続されるので、受託者の権限は変わらない
- 共有者の意思の不統一で物件が“塩漬け”になることを防げる

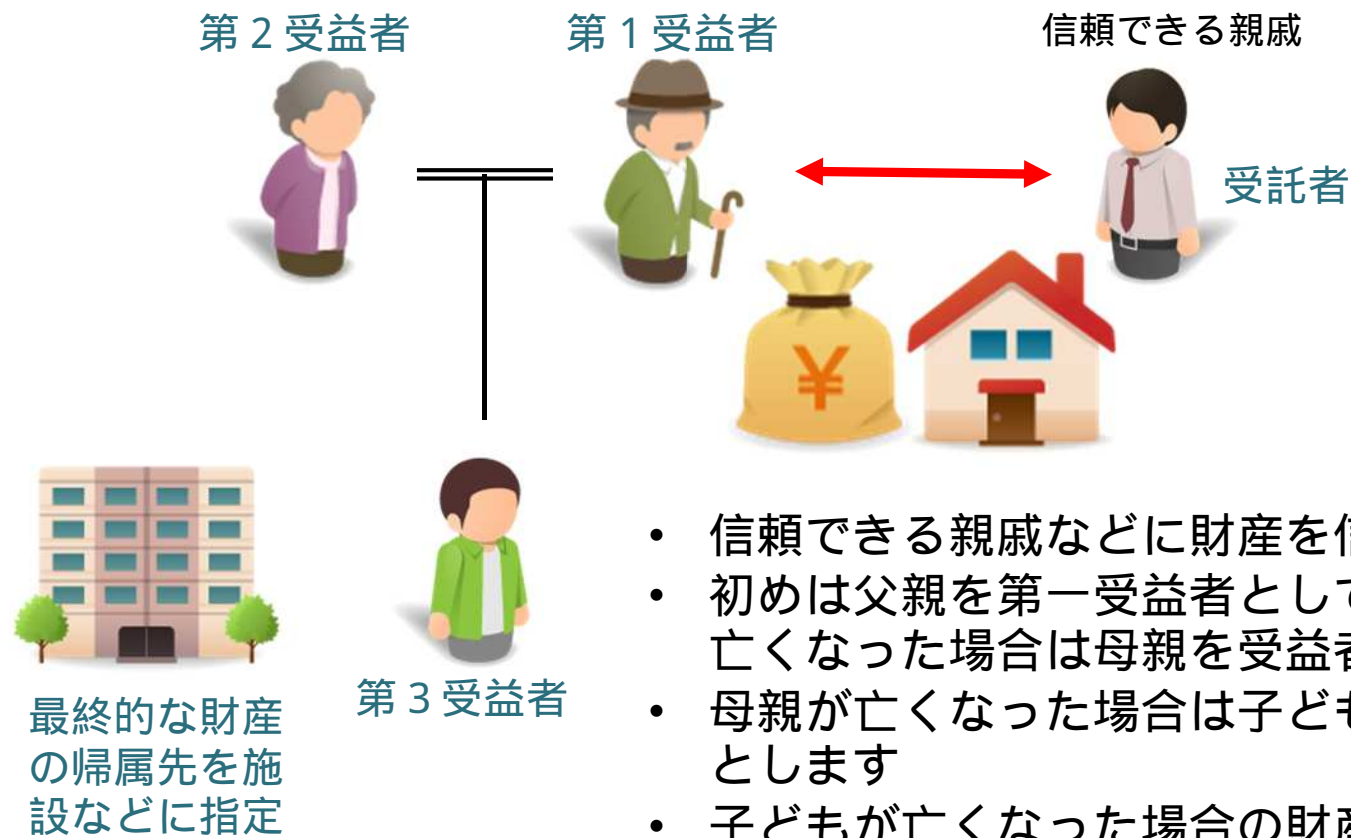
家族信託の具体的な活用事例

4. 障がいを持つ子のために資産を残す



- 一人っ子の障がいのある子どもがいる
- 将来、子どもが亡くなった後にお世話になった施設や団体に財産を寄付できないか？
- 父母の財産を子どもが相続し、子どもが亡くなると財産は**国庫に帰属**

家族信託の具体的な活用事例



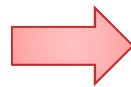
- 信頼できる親戚などに財産を信託します
- 初めは父親を第一受益者として、父親が亡くなった場合は母親を受益者とします
- 母親が亡くなった場合は子どもを受益者とします
- 子どもが亡くなった場合の財産の帰属先を施設などに指定しておきます

会社経営者の認知症・相続リスク

- 株主に相続発生 株式は準共有になる
準共有状態では、持分価格の過半数で権利行使者を決める
(持分価格が過半数に満たないと権利行使者が決められずデッドロック)



200株



長男 2分の1
長女 2分の1



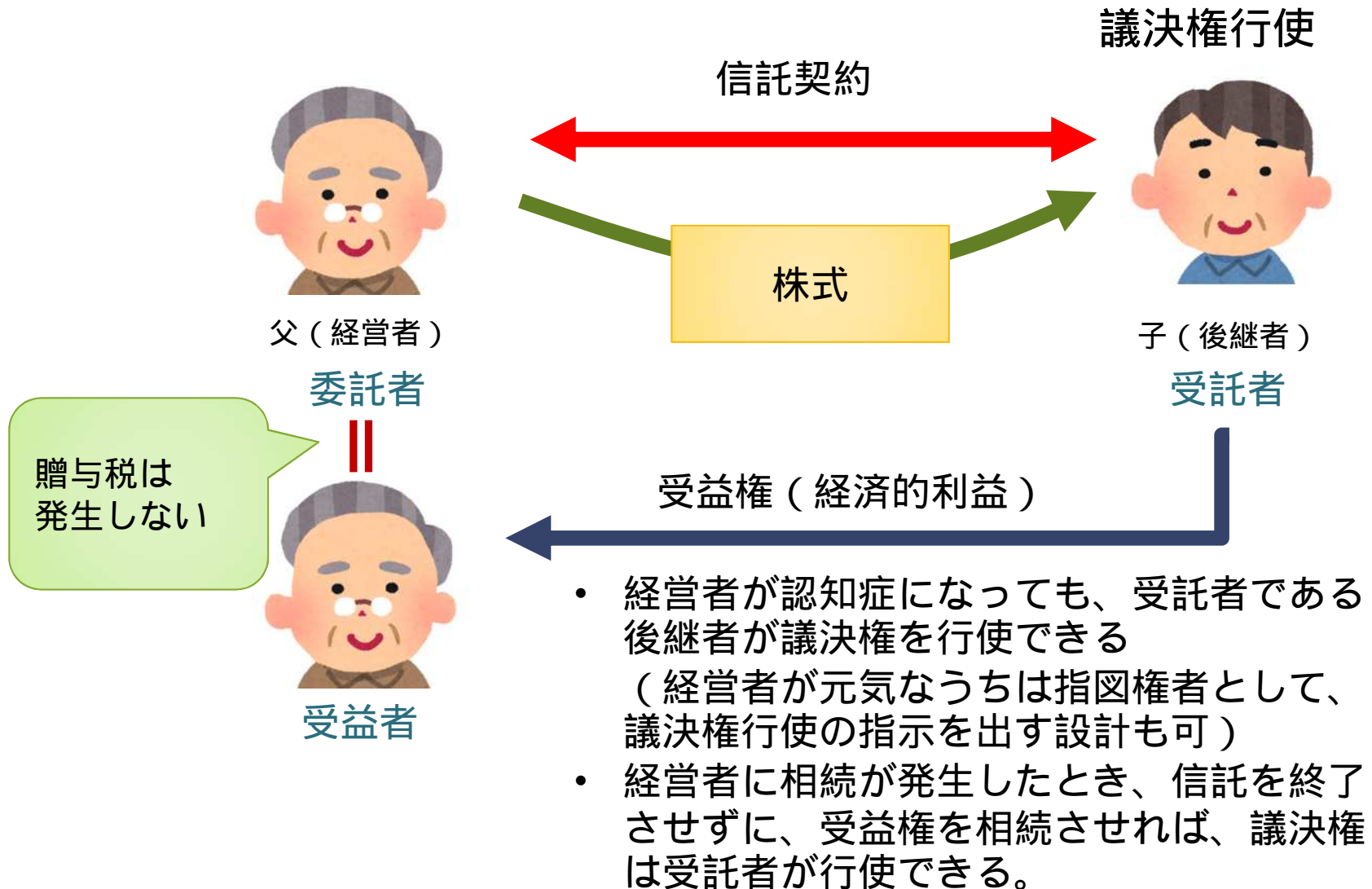
相続人が子2人のとき、相続で自動的に100株ずつに分かれる訳ではない

1株

準共有の株式が200株

- 単独株主が認知症になった
 - 株主総会をしたことにする？
 - 後見人を申し立てる？
- 株主総会ができず何も決められない
 - 私文書偽造
 - 後継者が後見人になれないかも
 - 専門職後見人が会社経営？
 - 議決権は暫定的(保全的)

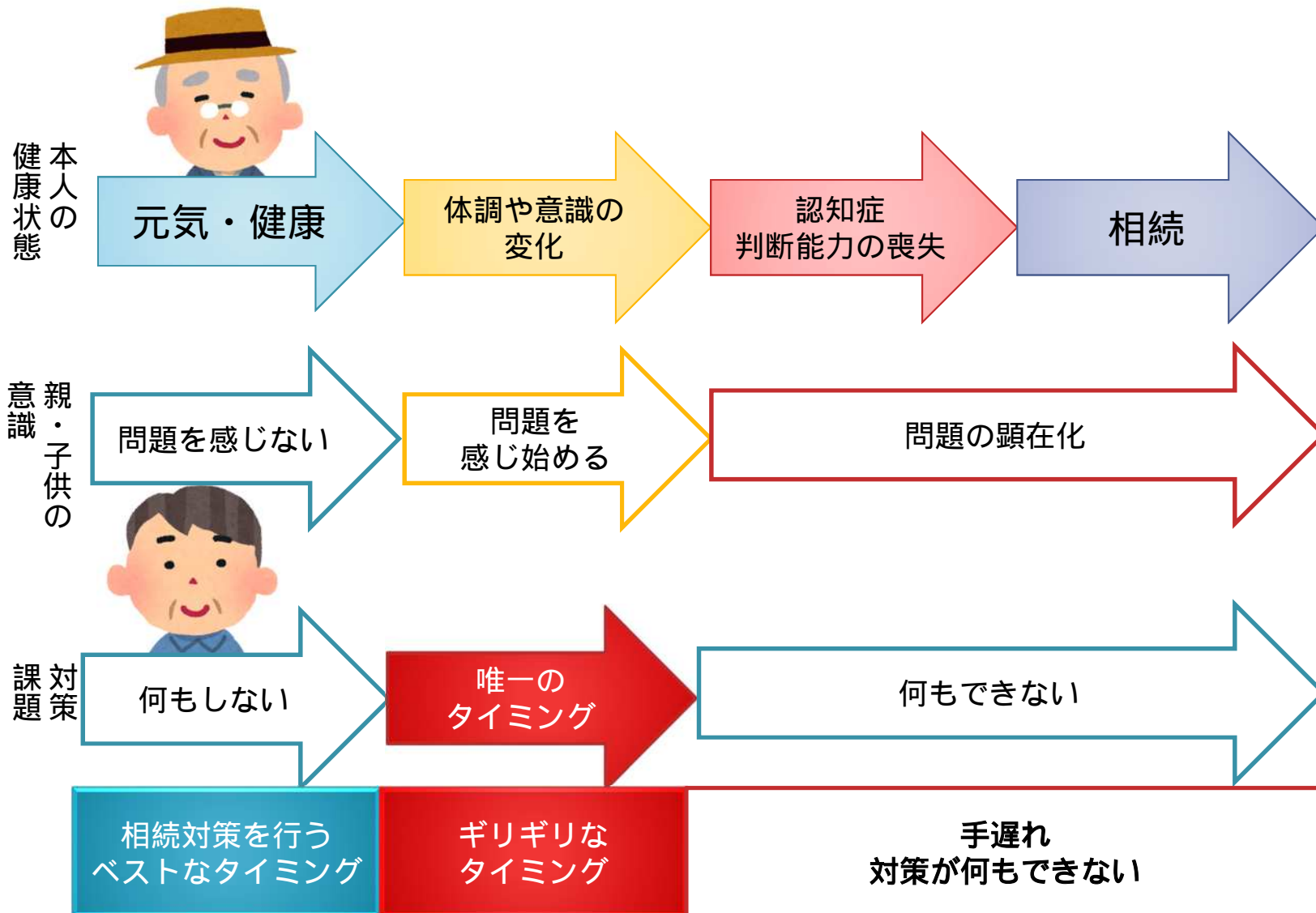
非上場株式の信託



家族信託 活用チェック

1. 認知症になった後も、相続税対策や資産活用を継続したい。
2. 何代にも渡って財産の承継者を指定したい。
(直系血族のみに承継させる。子の配偶者の親や兄弟姉妹への流出を防ぐ)
3. 親族、子ども、孫に、障がいをもった者がおり、自身で財産管理ができない者がいるため、自分の亡くなった後をなんとかしたい。(親亡き後問題)
4. 不動産や株式を保有しており、相続が発生した場合、共有名義になる可能性がある。
5. 前妻や前夫の間に子どもがいる、内縁の配偶者、行方不明者、意思能力がない人がいるので、遺産分割協議がスムーズにできないと予想される。
6. 株式が経営者以外にも分散しており、集約したい。
7. 株主が経営者1名のため、認知症になると経営がストップする。
8. 経営権を引き継ぎたいが、贈与や株式譲渡すると税金が心配。

家族信託・相続対策はいつから始めれば良いのか



まとめ

家族信託を使うかの大きな判断基準

- 今後、認知症になったら相続対策・財産管理の面で困るか？
- 何代にも渡って資産承継先を指定する必要があるか？

ご清聴ありがとうございました。

家族信託、相続、遺言、成年後見に関するご相談を承っております。

トラブルを防ぐには予防が大事です。

- 相続登記
- 預貯金の相続手続
- 遺言書作成サポート
- 遺言執行
- 相続放棄
- 生前贈与
- 家族信託
- 成年後見の申立
- 成年後見人への就任
- 抵当権抹消
- 会社の設立登記
- 会社の変更登記

司法書士柴崎智哉事務所

〒355-0063

東松山市元宿二丁目26番地18 2階

TEL **0493-31-2010**

<http://souzoku-shiba.com/> 「埼玉東松山の相続サポート」で検索

東武東上線 高坂駅 西口より徒歩4分

相談は無料です

お電話にてご予約ください

無料相談

ご自身のケースで「家族信託」を活用できるかについて無料相談を実施しております。

「家族信託」のメリットは画期的ですが、認知症等で判断能力が不十分な場合は導入を断念してもらっています。

「家族信託」をご検討の際は早めの相談をお勧めします。

無料相談をご希望の場合は、

お電話（0493-31-2010）にて、ご希望の日時をお申し付けください。

「家族信託」の情報はホームページにも掲載しております。

「埼玉東松山の家族信託サポート」で検索ください。

<http://souzoku-shiba.com/sintaku/>

（セミナー講師のご依頼も承っております。お電話にてお問い合わせください）